

平成25年度 12月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成25年 12月19日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

1. 場 所 六戸町役場 2階小会議室
2. 開会日時 平成25年12月19日(木)午後3時00分
3. 閉会日時 平成25年12月19日(木)午後4時30分
4. 出席委員(13名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
3番 渡辺 耕一 委員	5番 小泉 兼雄 委員
6番 三浦 英雄 委員	7番 山本 英雄 委員
8番 木村 喜和 委員	9番 久田 伸一 委員
10番 四木 俊一 委員	11番 新山 秀男 委員
13番 小林 勲 委員	14番 高館 孝 委員
15番 金淵 盛一 委員	
5. 欠席委員(1名)  
12番 岡田 寛視 委員
6. 会議に付した案件
  - 町議案  
報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第20号 農地の転用事実に関する照会について  
議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第19号 六戸町農用地利用集積計画(案)について  
議案第20号 農地の転用事実に関する照会について  
議案第21号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
  - 県議案  
議案第6号 農地法第5条第1項の規程に基づく農地転用許可に係る意見について
7. 会議録署名委員  
6番 三浦 英雄 委員      7番 山本 英雄 委員
8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事務局 長 山本 晃広      事務局 次長 佐藤 一也  
事務局 主事 円子 和史
9. 書 記  
事務局 主事 円子 和史

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成25年12月9日告示招集いたしました平成25年12月六戸町農業委員会定例総会を開催します。

六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。  
それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告を行います。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。

会長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成25年12月9日告示招集されました平成25年度12月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、12番岡田寛視委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。次に、議事録署名委員の指名を行います。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
6番 三浦英雄 委員 7番 山本英雄 委員を指名します。  
参与、書記の指名については、参与には事務局長以下職員、書記には事務局主事を指名します。

議長 次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第18号において13番小林勲委員が該当しますので第18号議案審議の前に退席をお願いします。また、議案第21号審議において7番山本英雄委員と11番新山秀男委員は農協理事のため退席は求めませんが、発言、議決権がないことを申し添えます。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第18号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
議案3ページから4ページになります。今回は7件で、すべて相続による取得です。あっせん等の希望はありません。取得した土地の表記は別紙のとおりになります。以上が報告第18号の説明になります。

議長 説明が終わりました。報告についてご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第18号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第19号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

議案6頁 今回は2件で合意解約によるものです。9番は13ページ45番で3条での賃貸借があります。以上が報告第19号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第19号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第20号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第20号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。

議案8頁 5番登記地目は田、現況地目は宅地、農振農用地外と回答したものになります。以上で報告第20号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第20号を報告済みといたします。

議 長 つづいて、議案第18号の審議に入る前に13番小林勲委員の退席を求めます。議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」

ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

議案10頁 35番新規の賃貸借になります。36番あっせんによる売買での所有権移転になります。37番農業後継者への使用貸借になります。38番贈与による所有権移転になります。39番売買による所有権移転になります。40番売買による所有権移転になります。41番売買による所有権移転になります。42番新規の使用貸借になります。43、44番は新規の賃貸借になります。45番6ページの9番で合意解約された物件で、新規の賃貸借になります。

以上、農地法第3条第2項の判断につきましては各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第18号の説明となります。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

3番 渡辺委員 現地調査は、私他4名で農地法第3条に係る案件について行いました。その中で、特に問題となるような土地は御座いませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第18号を採決いたします。  
お諮りいたします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第18号は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
議案第18号の審議が終了しましたので、13番小林勲委員の入室を認めます。

議 長 つづいて、議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第19号「六戸町農地利用集積計画（案）について」農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。

議案15頁利用権の設定をするもの1名、設定を受けるもの1名、10番利用権の種類は賃貸借権、再設定になります。農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。以上で、議案第19号の説明といたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第19号を採決いたします。  
お諮りいたします、本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第19号は原案のとおり要請することに決定いたしました。

- 議 長 次に、議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

- 事務局長 議案第20号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき意見を求めるものであります。  
議案17頁 2番登記地目は畑、現況地目は宅地農用地区域外となっております。  
以上、議案第20号の説明といたします。

- 議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第20号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり回答することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第20号「農地の転用事実に関する照会について」は原案のとおり回答することに決定いたしました。

- 議 長 つづいて、議案第21号を上程致します。事務局から提案理由の説明をいたします。

- 事務局長 議案第21号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規程により六戸町長から別紙のとおり依頼があったので、現地調査の結果に基づき意見を求めるものであります。議案19頁1番農業用集出荷施設として使用するため用途区分の変更をするものです。以上で議案第21号の説明といたします。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第21号を採決いたします。  
おはかりいたします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 つづいて県議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 県議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」ご説明致します。  
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
県議案第3項9番転用目的は一般個人住宅・倉庫を建築する計画で、農地区分は第3種農地になります。  
以上で、県議案第6号の説明といたします。

議 長 事務局よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより県議案第6号を採決いたします。  
おはかりいたします。本案は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって、県議案第6号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので、平成25年12月六戸町農業委員会総会を閉会致します。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時30分 】